

# 岩倉市内に設置する移動式不法投棄防犯カメラの管理及び運用に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、不法投棄の未然防止を目的として、岩倉市(以下「市」という。)内に設置して公共の場所を撮影する移動式不法投棄防犯カメラ(以下「防犯カメラ」という。)の管理及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第16条の規定に違反して、みだりに廃棄物を捨てる行為をいう。
- (2) 防犯カメラ 不法投棄がされやすい公共の場所を撮影し、及び記録するために、市が一定期間設置する映像記録装置を備えた移動式映像撮影装置をいう。
- (3) 撮影画像 防犯カメラによって撮影し、記録された画像をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、広場その他不特定多数の者が利用し、又は通行する場所をいう。
- (5) 市民等 市に居住し、通勤若しくは通学し、滞在し、又は市内を通過する者をいう。

## (設置基準等)

第3条 防犯カメラを設置する場所は、不法投棄をされたことがある、又はされるおそれがある公共の場所とする。ただし、不法投棄の発生の状況により、土地の所有者等から防犯カメラの設置の同意を得たときは、この限りでない。

- 2 市長は、不法投棄の発生の状況及び撮影画像に記録された内容により、防犯カメラの設置場所を変更するものとする。
- 3 防犯カメラを同一の場所に設置する期間は、3か月以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

## (管理基準等)

第4条 市長は、防犯カメラの適正な設置、運用、維持管理及び個人情報

の保護に配慮した撮影画像の管理を行うため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、市民協働部環境政策課長をもって充てる。
- 3 管理責任者並びに防犯カメラ及び撮影画像（以下「防犯カメラ等」という。）を取り扱う事務に従事する職員（以下「従事者」という。）は、法令、条例及びこの要綱（以下「法令等」という。）を遵守し、防犯カメラ等の適正な管理及び運用に努めなければならない。
- 4 管理責任者及び従事者（以下「管理責任者等」という。）は、撮影画像から知り得た市民等の情報を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 5 管理責任者は、撮影画像の漏えい、滅失又は毀損を防ぐための安全対策の措置を講じなければならない。

（撮影画像の取扱い）

第5条 管理責任者等は、撮影画像を防犯カメラの設置目的以外の目的で利用し、又は外部に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
  - (2) 個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと市長が認めるとき。
- 2 管理責任者等は、撮影画像を複製し、又は印刷してはならない。ただし、前項ただし書の規定により撮影画像を防犯カメラの設置目的以外の目的で利用し、又は外部に提供する場合において、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
  - 3 撮影画像の保管期間は、原則として、記録した日の翌日から起算して7日以内とする。ただし、第1項ただし書の規定により撮影画像をその記録の目的以外の目的で利用し、又は外部に提供する場合は、必要な限度で保管期間を延長することができる。
  - 4 保管期間を経過した撮影画像は、速やかに消去又は記録媒体の破砕により復元することができないようにしなければならない。
  - 5 撮影画像が記録された記録媒体は、施錠ができる保管庫に保管するなどの方法により厳重に保管し、撮影画像の漏えい、滅失又は毀損の防止を図らなければならない。

（防犯カメラの運用）

第6条 管理責任者は、防犯カメラの運用の状況について防犯カメラ運用

状況記録簿（別記様式）を作成し、備えなければならない。

（個人情報保護）

第7条 管理責任者は、市民等がその容貌、姿態又は生活をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、個人情報の保護に配慮しなければならない。

2 管理責任者は、市民等から防犯カメラの管理又は運用に関する苦情等を受けたときは、適切に処理するよう努めるものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（岩倉市内に設置する不法投棄防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の廃止）

2 岩倉市内に設置する不法投棄防犯カメラの管理及び運用に関する要綱（平成24年5月31日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

防犯カメラ運用状況記録簿

設 置 目 的	
設 置 場 所	
設 置 年 月 日	
管 理 責 任 者 氏 名	
従 事 者 氏 名	
防 犯 カ メ ラ 番 号	
記 録 の 保 存 媒 体	
撮 影 画 像 保 管 状 況 等	<p>年 月 日 上記場所より防犯カメラ撤去</p> <p>年 月 日 撮影画像消去</p> <p style="text-align: right;">上記従事者 _____</p>